

令和4年度福岡県産米粉商品開発支援事業に係る新商品企画公募要領

(制 定 令和4年8月10日4水田第1314号)

第1 総則

令和4年度福岡県産米粉新商品開発支援事業に係る新商品開発等事業の事業実施者の公募については、この要領に定めるとおりとします。

第2 目的

主食用米の需要減少が継続し、主食用米から飼料用米や米粉用米等への転換が求められています。そこで、福岡県産米を利用した米粉（以下「県産米粉」という。）を使用した新商品の開発・販売を支援することにより、県産米粉の需要を拡大し、米粉用米等の生産拡大に資することを目的とします。

第3 事業内容等

1 事業対象

本事業の対象は、米粉を使用した食品及び加工品とします。なお、商品の原料に使用する米粉は、すべて県産米粉とします。

2 事業の内容

次の（1）から（5）までに掲げる取組を実施します。（3）から（5）の取組は、県で選任した外部有識者を含む審査会において選定された事業者が実施するものとします。

（1）新商品企画の公募

県産米粉を使用した新商品の企画を公募します。なお、新商品とは、事業実施者がこれまで製造・販売をしていない新規性のある商品とします。

（2）一次審査

公募で集まった企画の中から、書類審査によって優良な20事業者を、試作品開発を支援する事業者として決定します。

（3）試作品の開発

一次審査で選定された20事業者が試作品を開発します。20事業者には、試作品開発に必要な次の取組に係る経費を助成します。

- ①検討会の開催
- ②市場調査
- ③専門家への相談
- ④試作用原料の調達

⑤成分分析

⑥試作のための機器整備（但し、取得価格が50万円未満のものに限る）

（4）最終審査

一次審査で選定された20事業者の試作品について試食等を伴う最終審査会を開催し、特に優れた3事業者を、商品化を支援する事業者として決定します。

（5）新商品の製造・販売

最終審査で選定された3事業者が試作品を商品化します。3事業者には、新商品の販売開始までに必要な次の取組にかかる経費を助成します。

①検討会の開催

②市場調査

③専門家への相談

④パッケージ、ラベルデザインの作成

⑤テスト販売用原料の調達

⑥広告宣伝

⑦成分分析

⑧新商品の製造・販売のための機器整備（但し、取得価格が50万円未満のものに限る）

第4 補助対象経費、補助率

本事業の補助対象経費及び補助率（上限額）は、別表に掲げるとおりとします。

第5 補助事業の実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和5年3月10日までとします。

第6 事業の成果目標

事業実施者は、令和4年度福岡県米粉商品開発支援事業実施計画（様式第1号。以下「実施計画書」という。）において、新商品における県産米粉の使用量について成果目標を定めるものとします。

なお、成果目標の達成年度は、令和6年度とします。

第7 応募者の要件

本事業に応募できる者は、県産米粉を使用した新商品の開発・販売を行う意思があり、的確に実施することができる事業者であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- 1 福岡県内に事業所（本社または支店）を有していること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有していること。
- 3 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第8 応募者の審査

1 審査の方法・手順

福岡県が設置する「県産米粉新商品企画審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、審査基準に基づき審査を行います。

審査委員会は、外部有識者も参画し、非公開で行われます。

また、審査の経過は通知しません。また、問合せにも応じられません。なお、提出された応募書類等の審査資料は返還しませんので、ご了承ください。

(1) 一次審査

審査委員会において、試作品助成対象者の20者を選定します。

審査は、応募者から提出された応募書類等の内容について書類審査を行い、それらを踏まえて試作品助成対象者を選定します。

(2) 最終審査

審査委員会において、一次審査で選定された試作品助成対象者から提出された試作品について、審査基準に基づき審査を行い、特に優れた3者を商品化助成対象者として選定します。

2 審査基準

事業の目的の妥当性、適切な管理体制及び処理能力を有しているか、開発する商品の新規性、取り組み内容の妥当性、経費配分の適正性、実現性や事業効果（県産米粉の需要拡大への貢献度）などの観点から審査します。

3 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における審査が終了次第、福岡県から速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査の結果、助成対象者として選定された事業者への補助金の交付は、別途「福岡県米粉商品開発支援事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づく手続きが必要となります。

第9 応募方法

(1) 応募書類の作成

実施計画書（様式第1号）に必要事項を記入し、試作品のイメージ図（写真等）などの資料を添付してください。

(2) 提出期限

応募書類の提出期限は、令和4年9月16日（金）17時までとします。

(3) 提出方法

応募書類は、郵送又は電子メールで提出してください。

【応募書類提出先】

① 郵送

〒810-0072

福岡市中央区長浜1-1-1 KBCビル9F

福岡県産米粉商品開発支援事業事務局(株式会社KBCメディア内) 宛て

② 電子メール

komeko.fukuoka@gmail.com

第10 事業実施に必要な手続

第8の3の規定により採択の通知を受けた助成対象者は、交付要綱に基づき、福岡県から補助金の交付決定の手続を経て、事業実施者として事業を実施してください。

別表

助成対象者	補助率 (上限額)	補助対象となる経費
試作品助成対象者 (20 事業者)	10/10 (200 万円)	試作品の開発等に必要な以下の取組に係る経費 (賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費等) 1 検討会の開催 2 市場調査 3 専門家への相談 4 試作用原料の調達 5 成分分析 6 試作のための機器整備 (但し、取得価格が50万円未満のものに限る)
新商品助成対象者 (3 事業者)	1/2 以内 (500 万円)	新商品の製造・販売開始に必要な以下の取組に係る経費 (賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費等) 1 検討会の開催 2 市場調査 3 専門家への相談 4 パッケージ、ラベルデザインの作成 5 テスト販売用の原料の調達 6 広告宣伝 7 成分分析 8 新商品の製造・販売のための機器整備 (但し、取得価格が50万円未満のものに限る)